

# 第1章 計画の目的

---

項目	ページ
第1節 計画の目的	3
第2節 計画の性格と内容	4
第3節 計画の理念	7
第4節 計画の位置づけ	8
第5節 計画の修正	9
第6節 計画の周知	9



## 第1節 計画の目的

---

### 1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、本市における防災活動体制の整備確立を図るとともに、防災行政を総合的かつ計画的に推進し、もって本市の地域の保全と市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

### 2 作成機関等

本計画の作成機関及び庶務担当機関は、次のとおりである。

- 1 作成機関            宇佐市 防災会議
- 2 庶務担当機関      宇佐市 総務部 危機管理課

## 第2節 計画の性格と内容

### 1 計画の性格

この計画は、本市に係る防災事務又は業務の処理に関し、おおむね次の事項について総括的な方針及び実施基準を示すものとする。

このため、指定地方行政機関、大分県及び本市並びにその他の防災関係機関は、相互の緊密な連携と協力のための体制を整備するとともに、広域的な応援・受援体制の強化・充実を図ることにより、この計画に示す方針及び実施基準に則り、災害の防除と被害の軽減に努めるものとする。

なお、計画の策定にあたっては、地域における生活者の多様な視点を取り入れた防災体制を確立するため、防災に関する政策・方針決定過程への女性や高齢者、障がい者などの参画に配慮するものとする。

- (1) 本市及び防災関係機関の処理すべき防災に関する事務又は業務の大綱
- (2) 防災業務の促進、防災業務施設及び設備の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防に関する事項
- (3) 情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助衛生その他災害応急措置事項
- (4) 災害応急対策に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等の措置事項
- (5) 各種災害復旧に関する事項
- (6) その他防災に関し必要な事項

### 2 計画の構成

この計画は、本市で過去に発生した災害及び本市の地勢、気象、その他地域の特性から想定される災害に対し、次の事項について定めたものである。

# 宇佐市地域防災計画

## 総則編

### 総則

危険箇所の現況、災害の想定、防災対策の基本方針、本市及び防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱等

## 風水害等対策編

### 災害予防

防災組織や施設、災害危険箇所等に関する整備・改良・点検及び防災訓練や防災知識の普及等、災害の発生を未然に防止し、又は被害を最小限に防止するための処置についての計画

### 災害応急対策

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害の発生又は拡大を防止するための組織、災害情報収集・伝達、災害予報・警報の発令・伝達、消防・水防活動、並びに被災者に対する応急的救助の処置等についての計画

### 災害復旧・復興

災害復旧・復興の実施にあたっての事業計画等に関する基本方針、生活の確保、財政支援等についての計画

### 火山災害対策

火山災害(鶴見岳及び伽藍岳)に関する予防・応急・復旧についての計画

## 地震・津波対策編

### 災害予防

地震・津波災害に関する予防計画

### 災害応急対策

地震・津波発生時における応急的処置の対策についての計画

### 災害復旧・復興

地震・津波災害における復旧・復興についての計画

### 南海トラフ地震防災対策推進計画

南海トラフ地震に伴う津波からの防護や円滑な避難の確保及び迅速な救助、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備についての計画

## 事故等災害対策編

### 共通する予防・応急・復旧

事故等による災害に関する予防・応急・復旧計画

### 各種事故対策

各種大規模事故災害発生時における対策についての計画

## 資料編

### 3 市民・地域・企業・行政の役割

#### (1) 市民の役割

市民は自らの命を守ることを最優先とし、日頃からの備えやいざという時のための判断力・行動力を強化するとともに、地域での相互交流を深め、災害対応力の強化に努める。

そのためには、災害に関する正しい知識の習得、避難行動・避難経路・避難場所の確認、最低3日分の飲料水・食料等の備蓄など個人での取り組みに加え、出前講座等の防災啓発活動や防災訓練への参加など、日頃からの地域とのつながりと支え合いを大切にする。

#### (2) 地域・企業の役割

地域の自主防災組織、町内自治会、消防団、地域企業等は、日頃から地域コミュニティの維持・発展に取り組み、いざという時に互いに支え合う地域力の強化に努める。

そのためには、自主防災組織等による地域主導の防災訓練、地域の担い手の育成などに取り組む。

また、地域企業は防災訓練への参加を通じた自主防災組織等との交流、事業継続マネジメント（BCM～Business Continuity Management～）のための取り組みに努める。

#### (3) 本市の役割

本市は、市民の安全と安心を確保するため、防災体制・組織の強化や対策を着実に進めるとともに、市民、地域の自発的な防災活動の促進を図り、災害時には市民力・地域力・行政力を結集できるよう、多様な視点からの検討や仕組みづくり及び環境の整備に努める。

そのためには、必要な改善を速やかに行える体制・組織づくりや、様々な災害に対するハードとソフト両面の対策を着実に推進するとともに、市民・地域への防災に関する知識の普及、防災情報の提供、人材の育成や災害教訓の伝承などに加え、要配慮者や女性の視点なども積極的に取り入れ、様々な市民・地域の意見を反映できる仕組みづくりや、平時からの交流を深められる環境整備を推進する。

## 第3節 計画の理念

---

「市民の生命、身体と財産を災害から保護する」という防災の究極の目標（理念）を実現するため、災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧対策等について以下の基本的な目標を設定し、各々の施策を有機的に結びつけながら防災対策を総合的に推進していく。

### 1 市民の生命及び財産の安全を確保するための災害予防対策の推進

- (1) 災害に強いまちづくり
- (2) 災害に強い人づくり
- (3) 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置

### 2 迅速かつ的確な災害応急対策の実施

- (1) 活動体制の確立
- (2) 生命及び財産への被害を最小限とするための活動の展開
- (3) 被災者の保護及び救援のための活動の展開
- (4) 社会基盤の応急対策の迅速かつ的確な推進

### 3 速やかな復旧・復興の推進

## 第4節 計画の位置づけ

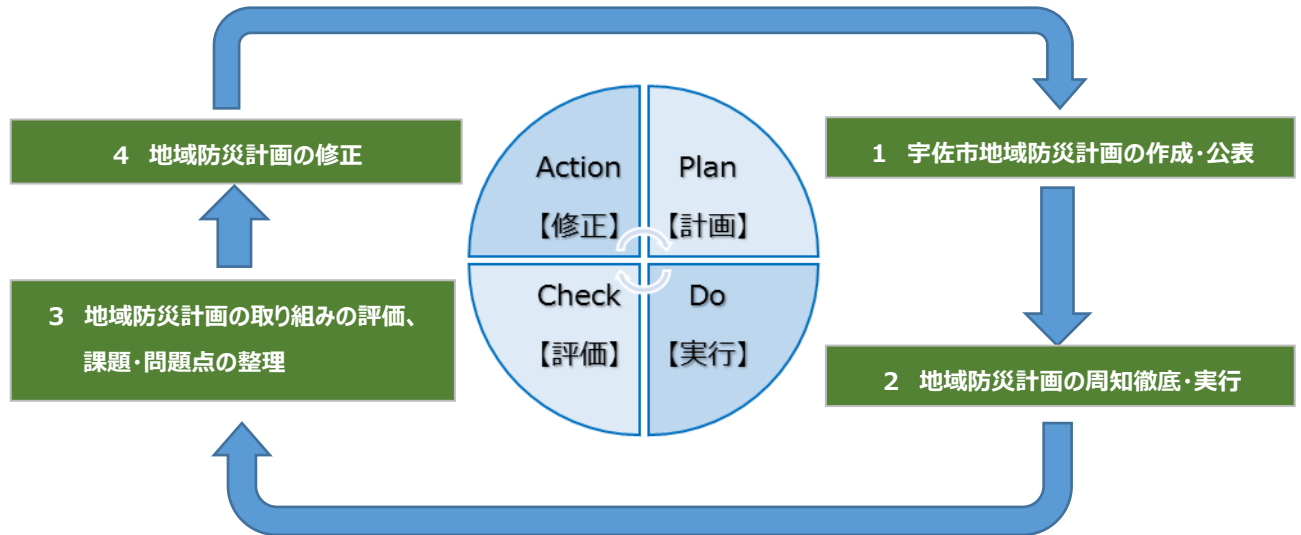
災害対策基本法第42条に基づき作成するこの計画は、県地域防災計画に抵触するものであってはならない。また、今後の全体的な総合防災行政の推進を考慮し、第二次宇佐市総合計画と十分な調整を図るものとする。





## 第5節 計画の修正

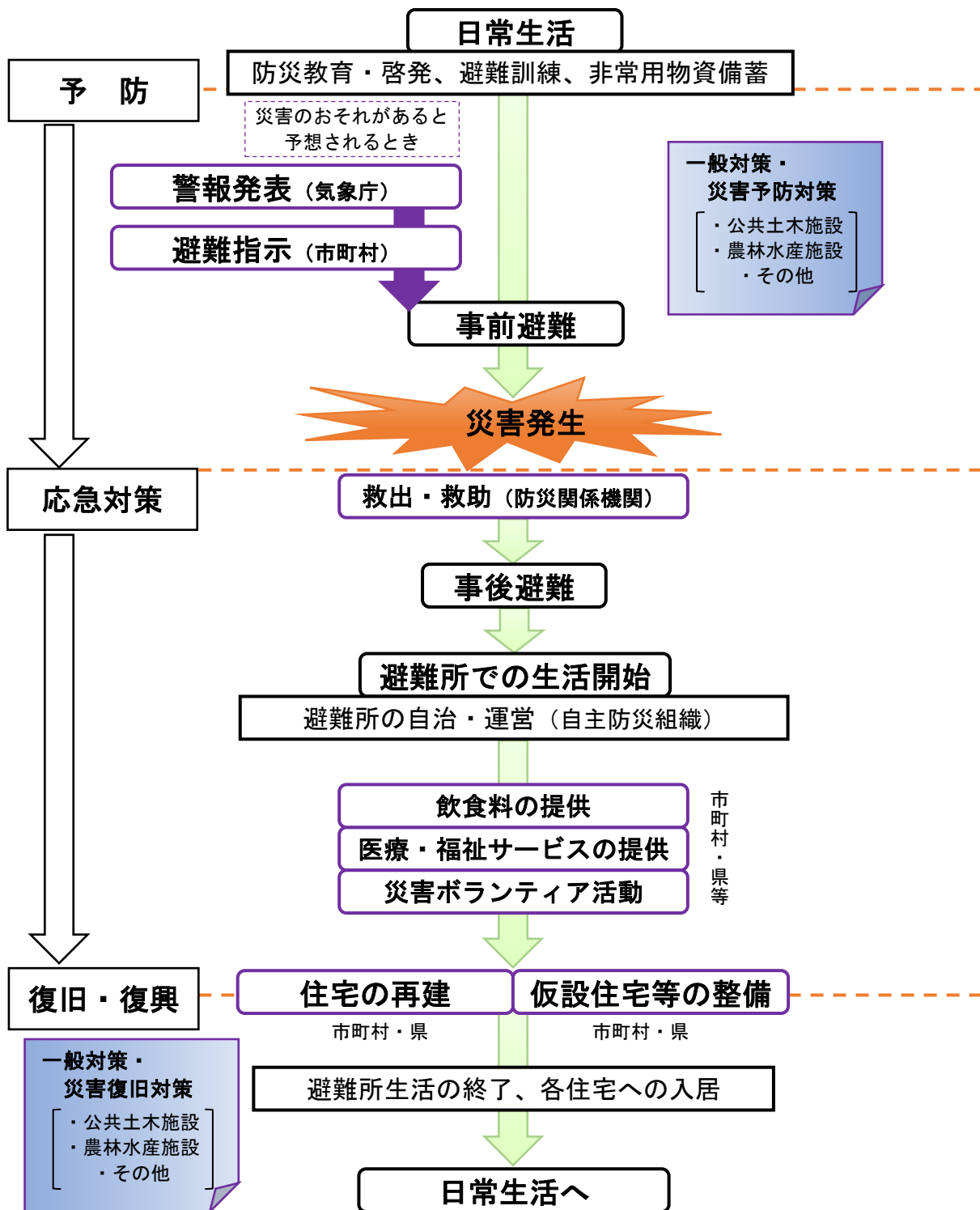
この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、本市の都市構造の変化及び災害応急対策の効果等を考えあわせ、毎年検討を加え必要があると認めるときは、これを宇佐市防災会議において修正する。検討にあたっては、毎年の取り組みを評価(Check)し課題や問題点をまとめ、計画の修正(Action)を行うP D C Aサイクルにより実施する。



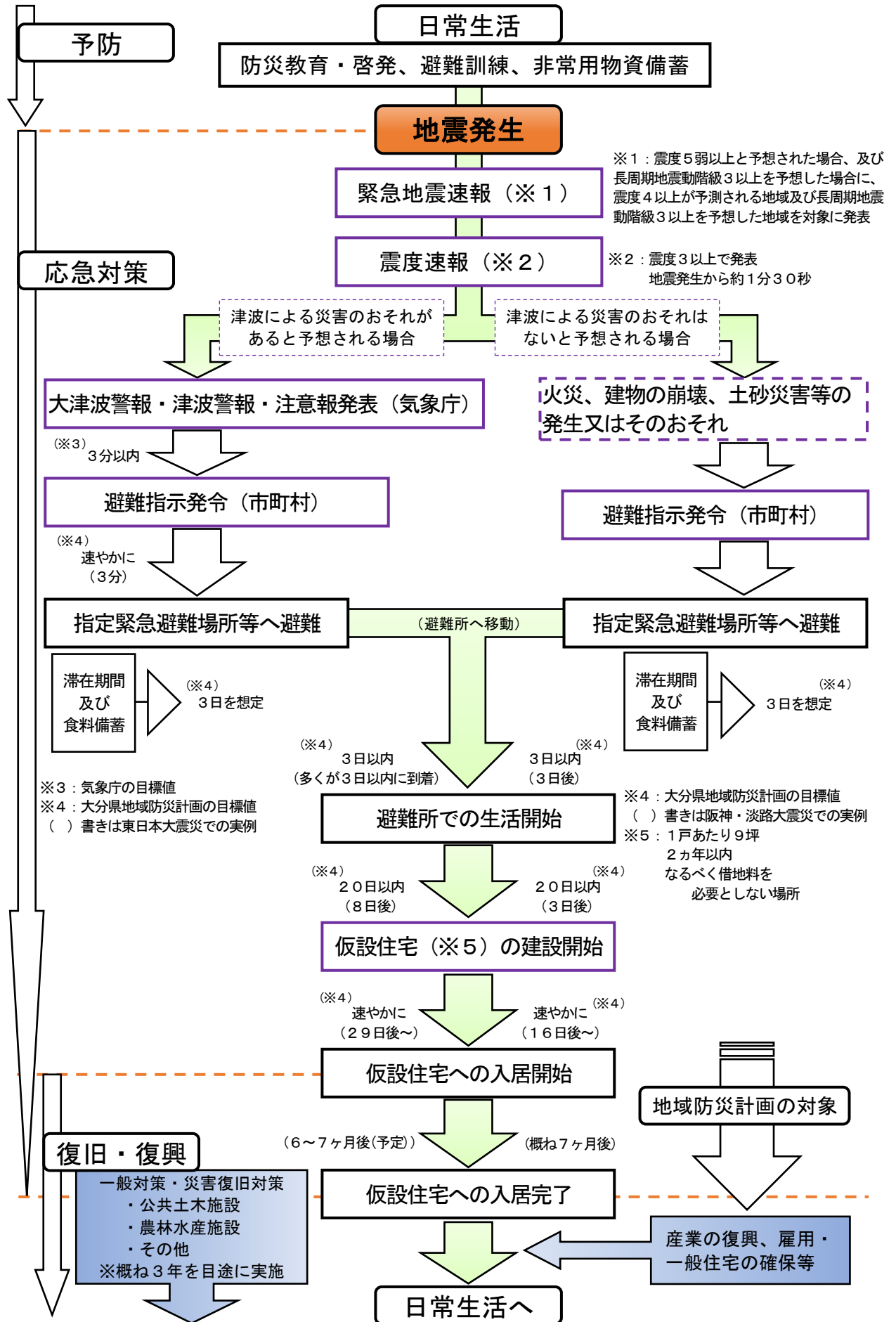
## 第6節 計画の周知

この計画は、平素から訓練、研修、広報その他の方法により、本市及び防災関係機関並びにその他防災に関する重要な施設の管理者に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については市民にも広く周知徹底させ、その適切な運用を図るものとする。

【参考】 災害発生時等の基本的な行動（風水害時）



【参考】 災害発生時等の基本的な行動（地震発生時）



総則編

第1章 計画の目的

6節 計画の周知